

国立大学法人福井大学  
平成 22 事業年度業務監査報告書

平成 23 年 7 月 11 日

国立大学法人福井大学 監事 古 森 勲  
監事 舟 木 幸 雄

## 目 次

～はじめに～

### **重点監査事項**

1. リスクマネジメントを考える
  - 1-1 重要度を増すリスクマネジメント
  - 1-2 検収の不正防止策の整備について
  - 1-3 法令遵守の仕組みづくりについて
  - 1-4 情報環境の整備について
  - 1-5 個人情報の保護について
  
2. 大学予算の可能性
  - 2-1 配分の改革で特色づくり
  - 2-2 国家財政と運営費交付金について
  - 2-3 管理職の職責感がカギ

### **特別監査事項**

1. 「教育改革元年」の取り組みについて
2. 共通教育の一元化に踏み出せ
3. 女性研究者の研究支援強化について

平成22年度国立大学法人福井大学監事監査計画書

## ～はじめに～

日本は、いま変革期に入っている。内向きな若者の保守化傾向と縮みゆく経済活動と存在感が薄れる日本ブランド。21世紀になって日本がもっていたかまびすさがなくなりつつあるように思う。21世紀は「情報の世紀」と言われているが、日本社会は、情報の発掘、選択、発信という情報との付き合い方がへたなようである。その下手さはコミュニケーション力のおとろえとなり、国際舞台では孤独な演者になりかねない。

平成22年度の監事監査は、情報とどう付き合うかを底流に這わせ、監査した。厳しい国家財政下での大学運営や特色づくり、古臭い慣習からの脱却と意識改革など、事項に「情報の活用のすすめ」の気持ちを込めた。その情報との付き合い方は「なぜ？」という質問から始まる。

## 重点監査事項

### 1. リスクマネジメントを考える

#### 1-1 重要度を増すリスクマネジメント

危機は突然やってくる。地震や津波の自然災害による危機との遭遇や汚職、研究費の不正流用、入試問題の出題ミス、セクハラなど組織に潜む不祥事が表面化したとき、対応を誤ると組織の信用や価値は下がり、存在が危うくなる。

福井大学に危機発生への不安はあるのだろうか。平成 22 年度にリスクを洗い出した。福井大学で今回のようなリスクの全学一斉調査は法人化後初めてである。結果は、福井大学を揺るがすようなリスクは見られなかったが、放置すると危機に繋がるケースがみられた。

リスクマネジメントの状況については、平成 17 事業年度の監事報告書で取り上げられており、「各部局が直面するリスクのうち、全学としても重要と思われる事項についてはリストアップし、それらリスクが万一顕在化した場合の全学としての大筋の対応方法を検討・確認しておく程度のことは必要なのでは…」と指摘している。この指摘が全学的にどこまで進み、実現しているかは、このたび実施した監査指摘事項のフォローアップの結果で判断することは難しい。当面は危機が発生する前に部署別リスクの対応マニュアルがない部署は、その作成を急ぐべきだろう。

ところでリスクの強度が全学的であろうが、部局的であろうが、表面化すると影響は全学に及ぶ。しかも顕在化が相次げば倫理規範欠如の大学のレッテルが貼られてしまう。近年、顕在化の手段として目立つのが内部告発である。20 世紀末から今に至るも企業社会ではオンパレード状態である。過度のノルマが逆に職業倫理を衰えさせ、組織へのロイヤリティが喪失し、企業組織の冷たさから逃れ、家庭や個人の生活を優先するようになる。競争社会化が進むなかで現代人の企業観が変化し、内部告発をためらわなくなっている。

法人化され民間の経営手法を取り入れている国立大学も、企業社会で起きているリスクから逃げられないだろう。国の借金財政の深化が招く財務リスクが、そんな不安を彷彿させる。財政難から来る組織の見直しや外部資金の獲得競争がノルマ制に近くなったりして、トップとボトムの関係が緊張しないような経営手法を考えながら進めていただきたい。

このようなリスクに対応するためには、社会の変化を敏感につかみ、速やかに学内へ伝えるインナー広報、即ち「リスク予防広報」が重要なリスクマネジメントになってくるだろう。

## 1-2 検収の不正防止策の整備について

競争的資金等の不正防止に関する取り組みとして、財務部は平成 22 年度に「福井大学における研究費等の取扱要領」と「福井大学検収室要項」を制定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行した。本学には平成 19 年 11 月から検収室を設置して物品等の検収をしているが、詳細な取扱要領が定められていなかったため、平成 22 年度の会計検査院実地検査の際、早急に制定するよう求められた。これらを踏まえ財務部は、「福井大学における研究費等の取扱いに関する規則」で定めることとなっている《取扱要領》（同規則第 5 条）と《検収室要項》（同規則第 10 条）を定めた。

### 【今回定めた主な内容】

#### ◆研究費等の取扱要領の関係

- ・物品等を購入する場合、要求部署は、原則として購入依頼伝票等で財務部等の契約担当係に購入を依頼する。ただしやむを得ず緊急に購入する場合は 1 回の発注で 1 品 10 万円未満でかつ総額 50 万円未満の物品等に限り部局発注ができることにした（第 3）。
- ・立替払いの範囲を明確にし、この場合の検収方法を定めた（第 5）
- ・学会等参加費に食事にかかる経費が含まれている場合の取り扱いを定めた（第 7）

#### ◆検収室要項の関係

- ・検収室の役割等を明確にした（第 4）

このほか「福井大学発注・検収等マニュアル」があり、50 万円未満なら教員購入が可能と言う除外規定があっても、できない場合があることや発注に当たっては財務会計システム Web から発生源入力が必要であることなど、偽造発注の不正をチェックするための細目が盛り込まれている。

財務部は、3 月から教職員を対象に新しく制定した検収システムの説明会を開いており、5 月からは業者を対象に順次説明している。

### 🌀 監事の目 🌀

今回の要領・要項の整備は、改良を重ねてきた財務会計システムを最大限活用することによって金銭的な煩雑さが絡む発注・検収事務から教員を解放し、教育や研究に打ち込める態勢を整える事務改善であると理解する。したがって職場における教職員間のコミュニケーションを一層深め、例外規定の適用がないことを願っている。

### 1-3 法令遵守の仕組みづくりについて

事務局課室では、平成 22 年 4 月以降、随時、「法令規則等の違反・不正などを防ぐ・牽制する仕組みがあるか、その仕組みを誰もが知り得る状況・環境になっているか、その仕組みに従って実践しているか。」などの視点で、法令等遵守体制についての自主点検を実施し、その結果を監査室が取り纏めた。

この自主点検によって、例えば、肖像権の許諾、個人情報の保護、公的研究費の不正使用防止に関する体制が脆弱であると認識し、このうち例えば、平成 22 年 8 月から肖像権許諾を口頭から書面許諾に変更するなど、各組織が自主点検を踏まえて随時善処している。当該点検により認識されたその他の未整備・要改善事項についても、改善・見直しの時期等が示されているので、引き続き、各課室において計画的に善処していただきたい。

平成 22 年度から、三者（監事・会計監査人・監査室）が、それぞれの立場で、より多角的・効率的な監査を実施できるよう、「三者協議」を定期的で開催しており、当該自主点検結果等についても情報を共有し、協議を行った。

この協議により、三者は、各組織における自主点検・見直しを、より体系的・効率的に実施するためには、④自主点検に関する基本指針等の策定、⑥各組織共通点検事項（服務倫理、情報セキュリティ、個人情報保護等）に係る学内共通チェックシートを作成することにより点検視点・項目の漏れ防止や省力化・均一化を図る、などの体制構築の必要があると判断した。今後、有効かつ効率的な点検・見直しを行うために、関係各課室で連携して、上記事項を踏まえた体制整備を速やかに実施してほしい。

平成 23 年度においても、継続的に、三者が連携して、法令遵守の体制整備等の状況と取り組みについて、業務監査を実施することとしたい。

## 1-4 情報環境の整備について—総合情報基盤センター

### 1) 情報戦略拠点へ

大学は、先端を走り社会をリードする教育や研究の活動を展開している。その活動を効率・効果的に展開するためには、適切な情報環境の整備が必要である。無限に飛び交う情報の管理や選択を誤ると、大学は羅針盤を失った船になってしまう。また、たくさんの学生にきめ細かな教育を施すためには、さまざまに存在している情報技術を工夫しながら活用することによって、スピード感のある丁寧な教育が可能になるであろうし、研究情報もグローバルかつ多面的に集めることができる。情報を制御し制覇する情報環境の整備は、現代の覇者になる条件といえるだろう。

### 2) グローバル化の前線基地

無数で多様な情報を選び分け、電子情報政策を立案する本学の拠点である総合情報基盤センターは、平成 21 年（2009 年）4 月、総合情報処理センターから名称を変えて誕生した。これは単なる名称変更ではなかった。「情報の社会」といわれる 21 世紀を担う人材を育成する大学の役割として、これまでの計器保全サービスやネットワーク管理が主な業務だった処理センターから、情報政策や情報選択能力を培う教育のための利用システムを構築するために基盤センターへの改組が避けられない改革だった。処理センターの発展的解消だったのである。基盤センターと言う日本語の名称だとゴツゴツした感じがするが、英語表現の「Center for Information Initiative」をみれば世界に通用し、納得できる。

福井大学情報システム運用基本規程（平成 20 年 12 月）の運用開始に伴い、業務範囲の拡大、電子情報政策の拠点としての管理運用の範囲・権限の拡大など担う業務がグローバル化したのである。つまり大学をめぐって飛び交う様々な情報から、大学の理念や憲章、目標がめざしている 21 世紀の大学づくりに貢献する情報を選びすぎり、その情報から政策も立案する福井大学グローバル化の前線基地の役割がある。

### 3) セキュリティポリシー

本学では先の福井大学情報システム運用基本規程と福井大学情報システム実施基本規程（平成 21 年 6 月）の 2 規程を合わせて福井大学の「セキュリティポリシー」としている。新しいセンター発足時に次の 3 つの目的を掲げている。

#### ①身近で頼れる情報処理システムサービスの整備、提供

情報処理システムサービスを整備、提供し、本学における教育、研究、医療、学術情報サービス及びその他の業務利用に提供することにより情報処理の高度化、最適化、効率化の進展に資する。

新規業務：統一認証等、本学の電子情報政策の企画執行

#### ②安心で安全な情報基盤の整備、提供

ネットワークなどの情報基盤を整備するとともに、安定的で継続的な情報

基盤の企画運用を図り、研究、教育、業務の効率化、最適化に資すること。

新規業務：ネットワークの管理範囲拡大等、本学の電子情報政策の企画執行。

### ③情報セキュリティポリシーの管理運営

本学の情報セキュリティポリシーを管理運営し、本学の情報システムを利用者に安全かつ安心な基盤として提供し続けるとともに、高等教育機関として国民、企業、教育機関等と信頼関係を継続すべき本学の情報セキュリティを確保する。

新規業務：情報セキュリティポリシー管理運営部局業務を担当

この目的を達成するためにセンターには3つの専門部門がある。

#### a. 情報サービス推進部門

情報システムサービスの企画・立案、整備・提供、研究・開発を担当。

#### b. 情報ネットワーク運用部門

ネットワーク等の情報基盤の企画・立案、整備・提供、維持管理・研究を担当。

#### c. 情報セキュリティ管理部門

情報セキュリティの管理運営と教育、開発・研究を担当。

## 4) 情報セキュリティ委員会／部局情報セキュリティ管理委員会

情報システム運用基本規程第7条によると、情報セキュリティ委員会は、全学の情報システムを円滑に運用するための最終決定機関として置かれている。平成21年4月から平成22年9月までに7回開かれている。さらに運用基本規程第14条では部局情報セキュリティ管理委員会の規定があり、基本規程の遵守状況の調査と周知徹底が主な業務となっている。

新年度に入って人材強化の話聞いていたが、「情報の世紀」に備えるには、それは必要なことだろう。人や設備充実への課題もあるが、セキュリティ講習会の開催など教職員のスキルや意識の向上に努めており、セキュリティの確保に一定の役割を果たしていた。

## 5) 情報セキュリティ推進施策

- ①無線LANやアクセスポイントの増設
- ②サイバースペースラボラトリシステムの拡充整備
- ③情報セキュリティに関する部局への支援策
- ④教職員を対象にした講習会、研修会の定期的な開催

情報セキュリティに関するインシデントは、平成21年3月から平成23年5月までに74件発生している。発生要因はさまざまに分類されるが、このうち人的要因は情報を扱う人間のセキュリティ意識が向上すれば減らすことが可能だろう。そのほかの事象は、担当部署が状況を適切に把握しながら発生予防に努めるようにしていただきたい。

## 🌀 監事の目 🌀

国際化、ボーダレス化が進展し、情報が国境を容易に越えるようになった 20 世紀末、飛び交う情報の選択力が求められるようになり、情報教育の重要性が叫ばれるようになった。

「生きる力」を理念とした新学習指導要領が平成 23 年度から小学校で完全実施され、そこでも情報教育を充実させることによって新指導要領がめざす思考力、判断力、表現力を育成するとしている。新学習指導要領は、平成 24 年度から中学校でも完全実施されるし、デジタル教科書への移行も教育の情報化の一環である。

このように情報社会は駆け足状態で進化しており、文部科学省も、平成 22 年 8 月に情報化への方策として「教育の情報化ビジョン」をまとめ、教育の情報化を推進する決定をしている。教員養成学部を抱えている福井大学としても情報環境の充実への足どりを止めることはできないだろう。

基盤センターの衣替えは、こうした社会の動きに対応しており、的確な判断だった。教育の分野だけでなく、統一認証などの新規事業や個人パソコンから学内情報へのアクセスなどさまざまな情報通信技術の活用の広がりも確実で、無線 LAN の整備とアクセスポイントの拡充、それにとまなうセキュリティの確保など重要な整備項目が追いかけてくるだろう。

しかし、その重要な業務を担うセンター長は兼務であり、各部門長も 3 部門のうち 2 部門が兼務であるし、文京キャンパスの無線 LAN の整備状況はさびしい限りである。執行部は、「情報の世紀」といわれる 21 世紀に福井大学をつなぐ基盤センターに緩・急に分けた整備計画を立て、時代の先端を走るグローバルなキャンパスづくりに取り組んでいただきたい。

## 1-5 個人情報の保護について

国立大学法人福井大学における情報公開と個人情報の保護に関する事項は、「福井大学情報公開取扱規則」によって設置されている「情報公開等委員会」が関わった以下の事項（平成16年度～平成22年度）を監査した。

### 1) 情報の開示の状況

- ①保有個人情報の開示請求は、平成17年4月に1件あり、附属小学校と附属中学校の指導要録の開示請求があった。
- ②情報公開等委員会は個人情報に関する事案の請求がないため、平成18年2月の第4回を開いて以降、開催されていない。
- ③法人文書開示請求は、平成20年度から平成22年度までに奨学寄附金5件、人事関係1件、契約関係4件の計10件あった。

### 2) 保有個人情報の点検

#### ①保有件数

|                        |      |
|------------------------|------|
| 保有個人情報ファイル簿            | 65件  |
| 保有個人情報ファイル簿以外の個人情報ファイル | 358件 |

#### ②保有ファイルの訂正、削除、追加など

毎年、総括保護管理者から各保護管理者に対し、個人情報ファイルの更新が依頼され、ファイルが適正に管理されている。

さらに、個人情報ファイル簿の管理は、各部局の保護管理者と全職員に「行政機関等における個人情報保護対策のチェックリストの活用」に沿って点検することが依頼されている（平成22年9月28日）。

#### 保有個人情報ファイル簿

修正が9件、追加と削除は各ゼロ

#### 個人情報ファイル簿以外の個人情報ファイル

追加11件、修正55件、削除18件

### 3) 情報公開等委員会開催の判断

情報公開等委員会開催の有無については、事務的な文書と個人情報の文書の開示、不開示の判断は、事務的な文書よりも個人情報に慎重さを求めている。

事務的な法人文書の開示請求については平成17年（2005年）1月17日に開いた「広報及び情報公開委員会」で、開示が適当と判断される場合は、学長及び委員長（理事・経営改革担当）までの決裁で処理することが了承されている。さらに開示請求があった文書に不開示の情報がない場合は、情報公開等委員会の意見を求めず開示することができるようになっている。この基準の決定は現在も、同様に処理されている。

個人情報の開示、不開示については、総括保護管理者（経営・大学改革担当理事）は、文書を保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて情報公開等委員会に「意見を求めるものとする」との規定（福井大学情報公開取扱規則第4条）があり、判断するに当たって一層慎重な審議を課している。

平成 17 年度から平成 22 年度までに個人情報の開示請求にかかる開催が 1 回、法人文書の開示請求にかかる開催が 3 回の計 4 回。このうち実際に開いた 1 回は、開示請求文書が「一部開示」か「不開示」かを審議するためであった。残りの 3 回は「持ち回り」開催であった。なお、委員会は、平成 18 年 2 月 24 日以降は開かれていない。

#### 4) 個人情報流出事件・事故

平成 16 年度から平成 22 年度の間には 2 件の事案が発生した。いずれも再発防止策が取られている。

##### 【事案】

##### ①平成 20 年度 1 件＝ノートパソコンの盗難

犯人は教員室扉の明かり取り窓のガラスを割って侵入した。パソコンには担当する学生の出欠状況、レポートの成績評価などのデータが保存されており、施錠して教員室に保管していた。帰宅後、パソコンごと盗まれた。流出人数＝255 人

##### 《再発防止策》

- ・防犯・警備体制の強化を図った。
- ・教職員に対し個人情報保護の周知徹底と適切な管理に一層努めることを求めた。

##### ②平成 22 年度 1 件＝同窓生名簿の流失

OB 会開催のため、学科の HP に名簿をアップしたところセキュリティの甘さからインターネット上からアクセスできる状態になっていたことが外部からの指摘で判明（氏名、住所、卒業年度、自宅の電話番号）。流出人数＝774 人。関係者 2 人は文書と口頭で嚴重注意処分があった。

##### 《再発防止策》

- ・厳正な個人情報の取り扱いの徹底
- ・HP の管理者による掲載情報の把握や管理の徹底
- ・教職員を対象に情報セキュリティの研修会を開催した

#### 🌀 監事の目 🌀

個人情報の流出、流失は、それが氏名、住所、電話番号など日ごろ見慣れた情報であっても、そのちょっとした油断が名誉棄損、損害賠償、人権侵害などへ発展し、大きな事件となって組織の存在を揺るがすような事態になることがある。訂正や修正もしかり、ぞんざいな扱いをすることはできない。幸い本学では深刻な事態には進展した事案は見られず、再発防止策も遅滞なくとられている。

だからと言って警戒を怠ることは許されないだろう。世間には個人情報をすきあらばくすねようとする良からぬものがあるだろう。ずさんな扱いは慎むべきである。そのためには個人情報の管理体制にスキはないか、年度計画を策定し、チェックし、課題が見つければ改善されたい。また、そのサイクルを構築するとともに、個人情報に関する啓発活動を適宜行っていただきたい。

## 2. 大学予算の可能性

### 2-1 配分の改革で特色づくり—学長裁量経費

役員会は、平成23年3月に平成23年度予算配分するに当たって次の5方針を決めた。

1. 機動性のある学長裁量経費の確保により、学長のリーダーシップの下で大学改革に積極的に取り組む。
2. 本学の特色ある教育・研究分野に対し必要な支援を行う。
3. 基盤的な教育研究経費及び競争的な教育研究経費は前年度以上を確保し、適切な資源配分をする。
4. 附属病院の予算については、病院運営に必要な予算を配分する。
5. 人件費及び管理的な経費（経営戦略上重要な事項を除く）については、調達コスト抑制を含め継続的な削減を実施する。

法人化されて7年目の平成22年度には、運営費交付金の大幅なカットの方針が示され、法人化以来心配されていた財務リスクが到来する兆しをみせる中で、5方針の趣旨を説明する前文で「第2期中期目標を実現するための中期計画や年度計画を具体的に実施するため、適切な配分をする」と全体に機動的で戦略性のある経営展開する決意を強くにじませている。

この経営方針を学長裁量経費の配分に象徴させており、「機動性のある学長裁量経費の確保により、学長のリーダーシップによって大学改革に積極的に取り組む」と決意を新たにしている。国立大学が法人化されたいま、福井大学を競争に勝ち抜く経営力のある大学へ脱皮させるため、財務部はこれまでの配分方式を見直し、少ない財源で効果が上がり、組織の構成員が大学経営へ参加意識を持つようになる「戦略経営」の手法を導入している。

「経営戦略」は、一般的には経営のトップに近い企画室や経営戦略部門が戦略を策定し、出来上がったシナリオが各部門や事業部へブレイクダウンされる。ただこの場合、戦略策定者と戦略推進者は異なっていることから経営戦略には「現場が動かない」などとトップが不満に陥るマイナス面を持ち合わせている。

「戦略経営」は、戦略策定者と戦略推進者が同じである。企業が目指す目標を共有し、各部門の責任者が自ら調査し、データを吟味し、戦略をつくり上げる。その戦略は、各部門が固有性を確保しながら全社に共通した精神で繋がっている。各部門の戦略とはいえ精神が一貫していることから現場に「参加意識」が芽生えてくる。このようなことから「経営戦略」がトップダウンなら、「戦略経営」はボトムアップであるといわれる。「戦略経営」を展開するトップには、自分が描いている大学像を目指す戦略にズレがないか、一貫性があるか、などを確かめながら、各部門のやりたいことを具現化する統合のリーダーシップが求められる。

「戦略経営」は、企業が新しい事業を始めようとするときとか、変革期に優位性をさらに伸ばそうとするときに執る成長マネジメントである。国立大学は、どこも生き残り

を賭けてオンリー・ワンの教育や研究で優位性を高めようと懸命になっているときだけに、この学長裁量経費の配分手法は、運営費交付金の削減があっても特色ある大学づくりを進められると感じている。

では、戦略性をにじませた平成 23 年度の学長裁量経費配分はどのような構成になっているのだろうか。約 6 億 7 千万円の配分額を、「経営戦略推進」(3 事項)「教育改革推進」(8 事項)「研究推進」(6 事項)「地域貢献(産学官連携)推進」「競争的資金等の間接経費」の 5 つに分類して編成されている。配分金は各部署がこれまでのスタイルで要求した事項を組み替えたり、新しい事項を予算項目に挙げたりして、これまでとは全く違ったスタイルになっている。

平成 23 年度は、「教育改革元年」と銘打った教育改革と、論文数の減少に見られる研究の活性化がそれぞれ大きな課題である。新しい配分法は、法人化後の経営姿勢として強調されているトップダウン経営を担保する「経営戦略」と現場をやる気にさせる「戦略経営」がにじませてある。学長は、自身が持つ「理想の大学像」とズレを出さないマネジメントの展開ができれば、特色ある福井大学として存在感がある大学に成長させることは間違いない。

## 2-2 国家財政と運営費交付金について

「平成 23 年度予算の概算要求基準で政策的経費を原則 10%カット」という平成 22 年 6 月 22 日の閣議決定で、大きな衝撃が全国の国立大学を走った。しかも 3 年間続けるというものだった。国立大学では運営費交付金や科学研究費補助金が対象で、福井大学の場合、運営費交付金は、年間 10%、3 年間で 30 億円もの減額になる。執行部は 10% カットの影響として 3 つのケースを想定した。

- ① 全学部・全センターの活動を停止
- ② 常勤教員 621 人中 120 人を削減
- ③ 授業料を 80 万円（現在 53 万 5800 円）に引き上げる

このいずれかひとつでも実施することになれば国立大学としての機能を失ってしまうのである。

執行部は、「活動停止になる」として削減阻止活動を立ち上げた。福井県選出の国会議員を通じて当時の川端文部科学大臣に陳情、地元では福井県知事や県政界の各級議員、経済界、マスコミなどに働きかけた。さらに福田学長は、単独声明を発表するだけでなく、北陸 4 大学学長による共同声明を出して高等教育に公的投資の拡充を訴えた。そして、9 月には大学予算の削減反対を掲げ、福井市と敦賀市で街頭署名活動を展開、学内署名とあわせて 7,007 人分を集めた。

阻止活動が全国で多彩に展開されたなかで、福井大学の活動は際立って活発だった。そして、平成 22 年 12 月 24 日に閣議決定された平成 23 年度予算の政府原案では運営費交付金は 0.5% 減にとどまっていた。阻止活動の成果はあった。

### 卒業生との絆づくりと学内広報の強化を

しかし、法人化されたがゆえに国立大学時代にはあまり気にならなかった課題も浮き彫りにされた。

運営費交付金の 10% カットが閣議決定されたのは平成 22 年 6 月だった。3 学部しかない福井大学にとっては大変な危機だったはずなのである。ところが 8 月 10 日に開かれた全学説明会に出席した教職員の少なさは、執行部が取り組んださまざまな阻止活動によって映し出された危機感が、一般の教職員には浸透していなかった証しとなったのだった。執行部は、キャンパス構成員と危機の共有をどう構築するかという大学運営の大きな課題を突き付けられたかたちとなった。

もうひとつは、同窓生や地域との連携がどのように機能したかである。この分野でも地域の政界や経済界のトップのレベルで留まっていなかったか。地域貢献は国立大学の 3 使命のひとつである。都会ならあきらめもつくが、地縁血縁の絆が強い地方に立地する地方大学にとって地域に根付く卒業生との絆づくりは重要な支えとなる。いくつかの県都での勤務経験があるが、県庁や市役所、地元企業にはその地の国立大学の卒業生がたくさん就職しているにもかかわらず、地方大学が地域で浮いた存在、あるいは孤高のように見えたものである。福井県でも似たような関係だった。

国家の財政難が今後どのような危機を地方の国立大学にもたらすか予測がつかない。そのとき頼りになるのは、やっぱり地元で活躍する卒業生の力である。地域と大学の間を取り持つ役割を担ってくれるはずである。

国立大学の存亡を左右する運営費交付金の10%カットは、今回は政府側から矛を収めてくれた。でも900兆円もの借金に苦しんでいる国は、交付金の縮減をあきらめてはいないだろう。そう遠くない時期に再び削減を突きつけてくるだろう。そのときの支えになるのは地域であり、そこで活躍する卒業生である。その地域の意識の高まりの源は、学内での危機意識の高まりである。

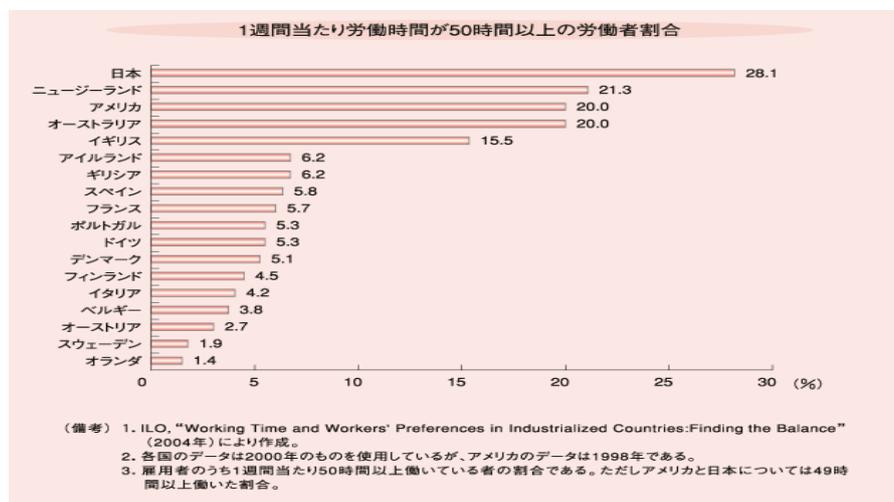
次なる危機に備えて執行部に要望したい。学内広報の強化と地域の一般市民まで届く緻密な広報体制を確立し、大学と卒業生との太いパイプづくりを急ぐべきだろう。広報の改革については過去2回、監事監査などで指摘したので、発信チャンネルをさまざまにつくりあげる術はご存知のことと思う。その組み合わせ方で、かなり効果的な広報ができるはずである。

## 2-3 管理職の職責感がカギ―超勤縮減の可能性

平成 20 年度の監事監査計画で「超過勤務の解消に向けた取り組み」を重点監査事項のひとつに取り上げ、超過勤務の縮減をめざした。平成 20 年度の結果は、同 19 年度に比べて 4,444 時間も増え惨憺たる内容だった。平成 21 年度も超勤縮減を監査の重点事項とし、合わせて業務改善にも努めることを求めた。その成果は 581 時間の縮減で、芳しくなかった。しかし、「増加傾向から減少」へ転じたので、この反転をホンモノにしたとの願いを込め、3年目の平成 22 年度は、平成 21 年度の監事報告では管理職には職責があることを促して縮減の成果を見守ることにした。日本が高度経済成長で繁栄していた時代のゴールデンウィークのころだったと思うが、新聞の社説が「休みを取るのも能力」と説いていたのを思い出し、縮減の前提である業務の改廃やノー残業デーの活用などの対応を見守ることにした。職場が知恵と工夫を動員して業務改善をして仕事量を減らすなどの自主性に期待したのだった。

今年 5 月の事務連絡会議で平成 22 年度の「課・室別超過勤務実績時間数」の報告があった。21 課室の総時間数は 5 万 4,505 時間で、平成 21 年度より 6,388 時間も縮減し、平成 19 年度の 5 万時間台に戻っていた。監査室にお願いして平成 21~22 年度にかけて各課室の新規発生業務と改廃実施業務を調査した。その報告書から業務改廃実施と超勤時間の前年比減とのあいだに一部相関関係がみられた。その効果要因として「情報の共有」を挙げた職場が目立った。業務改善のキーワードである。また、管理職が職場の業務実態を掌握し、職員就業規則 43 条の運用によって前年度実績から半減した職場があった。超勤手当が半ば生活給になっている現状では、職場に緊張が起きたのではないかと想像するが、半減の実績があったということは緊張を乗り越え、職場の知恵と工夫が総動員されたと評価している。

労働時間の長さでは日本は、先進国の中で突出しており、労働分野の後進国ぶりを世界に晒している。破綻気味の国家財政が続く限り運営費交付金削減の再来は避けられないであろう。その危機に耐えられる組織づくりの戦略は、超勤半減効果をあげた職場のマネジメントに教訓がある。



(資料) 内閣府「平成 18 年版国民生活白書」より抜粋

《注》

なお、平成 22 年度の監事監査の重点監査事項としていた「附属病院の経営状況」は、病院再整備に伴う将来の経営計画を踏まえての監査報告が必要であると判断し、現段階では、平成 22 事業年度での監査報告を見送ることとした。

## 特別監査事項

### 1. 「教育改革元年」の取り組みについて

福井大学は、平成 23 年（2011 年）を「教育改革元年」と位置づけ、中央教育審議会が学生の質を保証する「学士力」を養う教育を大学に課した「学士課程教育の構築に向けて」の答申（平成 20 年 12 月 24 日）を本格的に実践することにした。きっかけは昨年大学が実施した「学生生活実態調査 2010」の集計結果だった。詳細は調査報告書に譲るが、大学側に衝撃を与えたのは、学生の家庭収入が厳しいこと、アルバイトに時間をとられていること、学習時間が少ないことなどだった。学生たちのキャンパスライフにはゆとりのないことが見てとれた。さらに教員の授業の進め方や学生との関わり方などで、学生から教員の指導への不満や注文がたくさんあった。調査結果から教員の教育力の衰えを読み取った学長が平成 23 年の年初めの役員会で「今年を『教育改革元年』とする」と宣言したのである。

中教審の答申は、第 1 章「グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる認識と改革の基本方向」で「大学を取り巻く環境が急速に変化し、国際的通用性を備えた質の高い教育を行うことが必要である」とし、グローバル化の進展を改革の大きな理由に挙げている。

第 2 章「学士課程教育における方針の明確化」は、学士課程教育の現状と課題、具体的な改善方策などについて述べており、全 5 章中で最大の 30 頁を割いている。「学位授与の方針について～幅広い学び等を保証し、21 世紀型市民にふさわしい学習成果の達成を～」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針について～学生が本気で学び、社会で通用する力を身に付けるよう、きめ細かな指導と厳格な成績評価を～」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受け入れの方針について～高等学校段階の学習成果の適切な把握・評価を～」(アドミッション・ポリシー)と 3 ポリシーの明確化を求めている。

以下、第 3 章＝学士課程教育の充実を支える学内教職員の職能開発、第 4 章＝公的及び自主的な質保証の仕組みの強化、第 5 章＝基盤となる財政支援一となっている。

本学の高等教育推進センターは、平成 22 年度から入試企画、FD・教育企画、学生支援の各部門で、答申が求めている事項の方針策定の検討を始め、平成 23 年度末までに策定することになっている。その重点事項は次の通りである。

#### 平成 22 年度以降 重点的に取り組む事項

##### 入試企画部門

1. アドミッション・ポリシーの明確化、具体化に関する提言
2. A0入試、推薦入試の現状評価と在り方に関する提言
3. 募集単位の適正化に関する提言
4. 高大接続の具体化に向けた企画・提言

5. 入試広報の在り方に関する提言
6. アドミッションセンターの取り組みに関する提言

#### FD・教育企画部門

1. FD（学士課程教育方針の共有化と教育実績の在り方，授業改善努力支援策）
2. 単位制度の実質化（国際的通用性の確保，学修時間の確保，GPA制の検討，学生の意欲）
3. 初年次教育の充実（学習の動機付けや学習習慣形成，補習・補完教育）
4. 教育方法の改善（学生の主体的学び，支援スタッフや施設・設備の整備，ICT利活用，LMS）
5. 教育課程の体系化・構造化（学位授与方針との整合性・一貫性，教養・基礎・専門教育の系統性）
6. 学位授与方針の策定と公表に関する提言（学習成果の目標，学習到達度の測定，国際水準）
7. 教育プログラムを評価するシステムの整備
8. SD（大学職員の職能開発の重要性の認識と教職協働体制の整備，専門性・企画能力の向上）  
特に1及び2を重点的に取り組む

#### 学生支援部門

1. コミュニケーション能力やビジネスマナー，キャリアデザイン等の教育に関する提言
  - ・学生の基礎教育，就職支援
  - ・社会人基礎力教育，留学生向け研修カリキュラム（職業教育分野で産業界との提携）
  - ・医師国家試験，看護師国家試験，保健師国家試験，助産師国家試験の対策
2. 学生が主体的に学べる学習環境の提言（図書館の延長開館，ゼミ室の確保・有効活用）
3. 学生の健康増進に関する提言（メンタルヘルス，感染症対策）

以上の事項について各部門は年度当初に策定する項目を決め、検討を始めた。このうち平成22年度に検討した事項の概略は以下の通りである。

#### 入試企画

入試企画部門では入試広報の在り方に関し、さまざまな提言をした。中京と関西地区での広報展開や新生を对象に入試広報の設問を追加し、浸透度を調べた。また、本学の学生が入試広報をする「キャンパス大使」制度を企画し、展開した。

#### FD・教育企画

1. 2. 7を平成22年度の検討事項とした。このうちFDについては、これまで学部ごとに実施していたFD研修を全学的に開くことにし、平成23年3月にシンポジウムとして実施した。単位制度の実質化と教育プログラムを評価するシステムの整備は継続検討事項とした。

#### 学生支援

学生の生活のなかに潜む問題を調査する「学生生活実態調査」を昨秋実施した。この調査結果から「教育改革元年」に取り組むべき実態が浮き彫りになった。

## 🌀 監事の目 🌀

高等教育推進センターの各部門が平成 22 年度以降、「重点的に取り組む事項」をみて、ため息が出た。どれも 1 年や 2 年で解決することは難しいなと思われたからである。しかも昨年秋の「学生生活実態調査 2010」が掘り起こした課題の解決を図るとなると各部門の先生たちは大変だろうと気の毒になった。

なぜ、こんなに多くの課題があるのだろうか。大学は、現在の学制最後の教育機関である。学生たちは、小中学校、高校、大学の教育を究めて社会で活躍する道を見つけて巣立っていくはずだ。ところが各部門が取り上げた課題を見ると、高校までの初等・中等教育や家庭が担うべき内容もある。「高大連携」という取り組みは、高校までに積み残された教育を大学が引き継ぐ場か、と思いたくなる。このようなことにまじめに取り組んでいると、専門に長けた大学教員とは「なんですか」と揶揄されそうである。入試企画部門には「アドミッション・ポリシーの明確化、具体化に関する提言」とあるが、入学許可の条件のなかで高校教育までの積み残しの補習教育の場ではないことをどこかで明言できないものか。大学は、大学としての主体性を取り戻すことを主張できる場となってほしい。

「主体的に学ぶ」力を涵養することは、社会を目前にした学生を抱える大学の重要な役割だと思う。それにはやっぱり「教員の教育力」である。高等教育推進センターを核として学長を先頭に大学を挙げて取り組むべきでことである。

教育は人の手をかければかけるだけ豊かで味のある実りをもたらしてくれる。「教育改革元年」を宣言したのだから教育へもっと「人と財」を投入すべきであろう。福井大学の教育の定評を高めている教職大学院の味に、「教育改革」の成果が加われれば、福井大学教育の味覚は一段と評判が高まるであろう。

「隗より始めよ」という故事があるが、そのためにまず「学務部長事務取扱」となっている学務部長のポストへ「事務取扱」のない「部長」を配置し、高等教育推進センター・スタッフを拡充するなど、学長をはじめ大学人は、「改革」に取り組んでいる本気度を示すべきである。

## 2. 共通教育の一元化に踏み出せ

教育改革の一環として共通教育の改革は避けて通ってはならない。大学の財政事情に起因する教員の減員で文京と松岡の2カ所のキャンパスで共通教育の維持が困難になっている。改革の方向性は、平成22年度最後の役員会（平成23年3月16日開催）の自由討議事項のなかで「共通教育の改革」としてささやかに顔を出している。改革する課題はさまざまに存在するが、平成22年度は運営費交付金の10%カット騒動があり、国家財政の危機が表面化した年度だった。同じようなことがいつまた起きるか予測がつかない。そのためにも文京と松岡の両キャンパスでそれぞれ開講している共通教育を一元化できないだろうか。兵庫医科大学では一年生のとき人文科学と社会科学の教養科目を毎週木曜日に関西学院大学に出向いて受講している。私立の学校法人と国立法人の違いはあるが、医師養成学部をかかえる悩みは似ているだろう。財政事情は待ったなしの段階に入っている。改革に消極姿勢と受け取られる隙を見せないためにも知恵を出して工夫し、一元化への結論を急がりたい。

### 3. 女性研究者の研究支援強化について

大学や研究機関における女性研究者の研究環境の改善が進んでいる。

日本の女性研究者の割合は平成 20 年（2008 年）が 13%、隣の韓国は 13.1%でほぼ並んでいるが、米国の 34.3%には遠く及ばない（「我が国における女性研究者支援の取り組みと現状：文部科学省」より引用）。文部科学省は、これを改善するため平成 18 年度（2006 年度）に「女性研究者支援モデル育成事業」（平成 23 年度の事業名は「女性研究者研究活動支援事業」に変更されている）をスタートさせた。これは、優れた女性研究者がその能力を最大限に発揮できるような環境に改善するため、大学や公的研究機関を対象として、男女共同参画の観点も踏まえ、女性研究者が競争的資金等を受給しながら、出産・育児と研究を両立させる仕組みのモデルとなる取り組みを支援する事業である。昨年度までに 55 の大学、研究所（機構）が採択されている。北陸地区（4 県）では金沢、富山、新潟の 3 大学が採択されている。

文部科学省は、「支援モデル育成事業」を一歩進めた「女性研究者養成システム改革加速事業」を平成 21 年度からスタートさせている。この事業は、女性研究者の採用割合が低い理学、工学、農学の研究者養成を加速させるのが目的である。年間最大 1 億円の支援があり、すでに 12 大学が採択されている。

#### 本学の女性研究者は 14.29%（平成 22 年 5 月 1 日現在、全学）

福井大学の女性研究者の割合は、平成 22 年（2010 年）5 月に 14.29%になり、5 年前より約 3%増えたものの、国際比較では欧米などに遠く及ばない。教授、准教授など職名別でみると、教育地域科学部が 24.00%、医学部が 21.97%と国立大学の平均を上回っているが、工学部が 158 人中 3 人（1.90%）と極端に少なかった（平成 22 年度（2010 年度））。平成 21 年度（2009 年度）のデータだが、研究者の予備軍である博士の院生のうち女性の割合をみると物質工学、システム設計工学、ファイバーアメニティ工学専攻が高かった。

研究推進課は「支援モデル育成事業」の後継事業である「女性研究者研究活動支援事業」を申請する方向で準備している。その参考にするため、平成 23 年（2011 年）3 月に女性研究者、博士課程の女性大学院生の 150 人と講座主任、専攻長、センター長を対象にアンケート調査し、現在集計した回答や自由記述の意見の取りまとめをしている。

#### 👁️ 監事の目 👁️

本学の教員の女性研究者の割合を見ると、3 学部のうち教育地域科学部、医学部はともかく、工学部が極端に少ない。工学部では女子学生が増えつつあるだけに「女性研究者研究活動支援事業」の申請はもちろん、「システム改革加速事業」にも積極的に申請し、女性研究者の研究環境の整備を急ぐべきだろう。その際、単に増やすことだけを目的とするのではなく、男女共同参画の観点から学科再編、学科新設など工学部の将来性をにらみながら学部改革を進めるとともに、女性研究者育成の方策を探っていただきたい。

政府は昨年 12 月、平成 32 年度（2020 年度）までに女性の割合を 30%まで引き上げる数値目標を閣議決定している。本学の工学部は、8 学科を擁する大規模工学部であるだけに、女性が研究しやすいモデル職場として、男性が気づかない目線の研究が活発に展開できる環境づくりに努め、閣議決定した 30%の実現の役割を担っていただきたい。

# 平成 22 年度国立大学法人福井大学監事監査計画書

平成 22 年 9 月 30 日

国立大学法人福井大学監事監査要綱第 10 条及び国立大学法人福井大学監事監査実施基準第 2 の規定により、平成 22 年度の国立大学法人福井大学監事監査計画を次のとおり定める。

## 1. 基本方針

国立大学法人として第 2 期中期目標期間 1 年目となる平成 22 年度の監査においては、関係法令や本学の中期計画、年度計画等の実施状況を確認しつつ、前年度と同様に役員会その他重要な会議への出席等により業務に対する期中監査を継続し、これまでの監査結果についてのフォローアップを行う。

また、監査の重点事項を掲げ検証を進める。

## 2. 実施期間

(1) 業務監査 監査室等と連携し年度を通して期中監査を行うほか、平成 22 年度終了後の平成 23 年 6 月までに期末監査を行う。

(2) 会計監査 会計監査人等による会計監査を踏まえ、年度を通して期中監査を行うほか、平成 22 年度の会計に関し平成 23 年 6 月までに期末監査を行う。

## 3. 監査方法

監査は書面監査及び実地監査により行う。

書面監査は監査対象部門に出向かず、監査対象部門から提出された監査調書等により監査を実施し、実地監査は監査対象部門に出向き、帳票その他証拠書類の原本確認及び現物の照合確認並びに監査対象部門の長からの概況聴取・質疑応答、監査対象部門の担当者からの個別聴取・質疑応答等の方法により実施する。

### (1) 業務監査

期中監査は、役員会その他重要な会議等への出席、監査室等による内部監査の報告を受けその内容を確認する。

期末監査は、平成 22 年度の業務全般に関し、学長等から概況聴取を行うとともに、必要に応じ担当者からの個別聴取及び書類監査を行う。

また、その他必要な事項を監査するものとする。

### (2) 会計監査

期中・期末監査において、会計監査人等による会計監査の報告を受けその内容を確認するとともに、平成 22 年度の決算関係書類を調査し、決算の状況等を監査する。

また、その他必要な事項を監査するものとする。

## 4. 監査対象部門

(1) 業務監査 全部局を対象部門とする。

(2) 会計監査 主に事務局財務部を対象部門とするが、必要に応じ他の部局も対象部門とする。

## 5. 重点監査事項

次の事項を平成 22 年度の重点監査事項とし、検証を進める。

(1) リスクマネジメントの体制整備・実施状況

(2) 附属病院の経営状況

(3) 予算の執行状況

6. 監事会 原則として監事会を毎月行うものとする。

## 7. その他

平成 22 年度は、速やかな改善に向けたアクションができるよう少なくとも四半期（出来る限り随時）ごとに報告を実施する。

また、三者協議（監事・監査室・会計監査人）を定期的に行い、有効かつ効率的な連携を図るものとする。